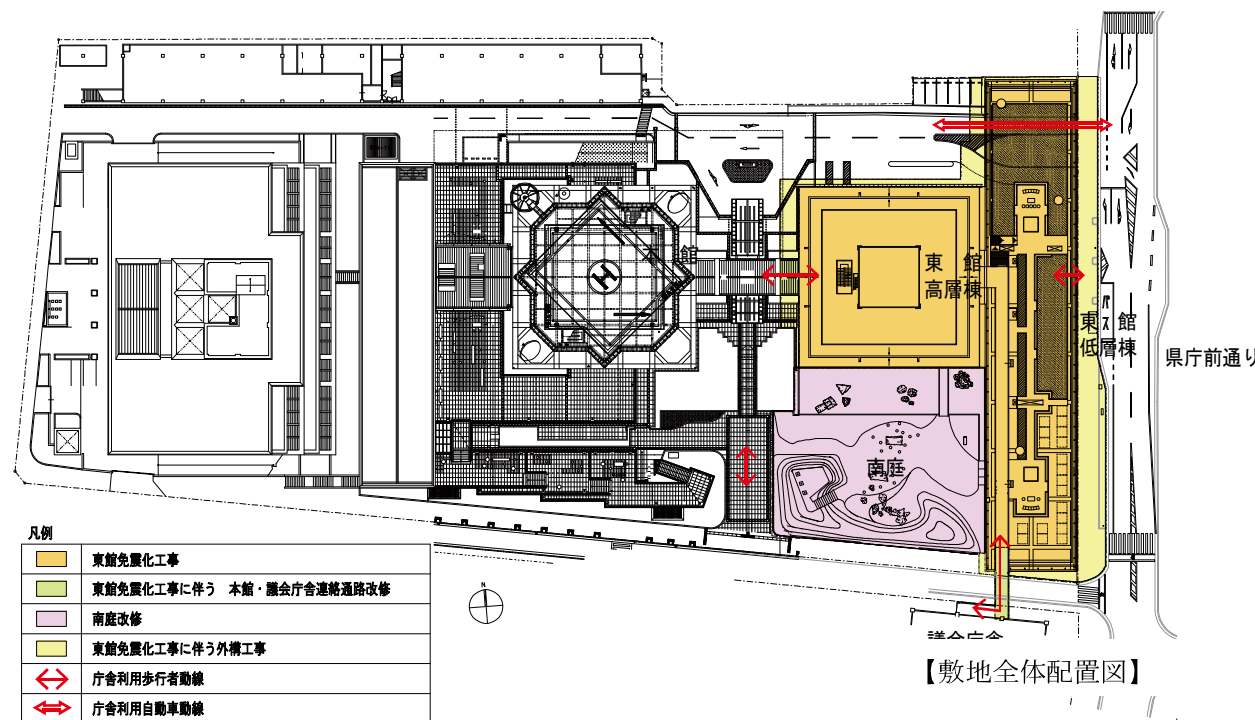


1.1 施設概要と設計趣旨

香川県庁舎東館は、大規模地震などの災害時に応急対策の指揮・実行や情報伝達等を行う重要な防災拠点施設であるが、必要な耐震基準を満たしていないことから、耐震化が喫緊の課題となっている。また、戦後モダニズム建築を象徴する建物として文化的価値が高く評価され、県民にも親しまれていることから、その価値の継承が求められる。加えて、築後50年余を経過し、建物機能の保全、工事の必要な箇所が生じている。

これらのことから、必要な耐震性能を確保して地震に対する安全性を向上させると共に、建物機能を改善して長寿命化を図り、県有財産としての価値を向上させることを目的とする。

1.1.1 香川県庁舎東館の施設概要



(1) 敷地概要・香川県庁舎東館の施設概要

施設名称：香川県庁舎東館	階数：地上9階（塔屋3階）
所在地：香川県高松市番町四丁目1番10号	構造：鉄筋コンクリート造
地域地区：近隣商業地域 準防火地域 駐車場整備地区	基礎：直接基礎
敷地面積：19,825.00 m ²	着工：昭和30年12月
延べ面積：11,871.00 m ²	竣工：昭和33年5月

(2) 近接建物の棟別概要

施設名称：議会庁舎連絡通路	施設名称：本館連絡通路
階数：地上4階（香川県庁舎東館低層棟屋上）	階数：地下1階、地上4階
構造：鉄骨造	構造：鉄骨造
基礎：—	基礎：直接基礎
竣工：昭和61年度	竣工：平成11年度

(3) 主要工事履歴

昭和33年度	香川県庁舎本館（現東館）竣工
昭和61年度	香川県議会庁舎連絡通路 竣工
平成11年度	香川県庁舎本館 竣工

(4) 調査資料

主要調査図面

昭和30年度	県庁舎東館設計図
昭和61年度	県庁舎等整備工事（議会議事堂渡廊下建築）設計図
平成11年度	香川県庁舎整備第二期建築工事 完成図
平成12年度	県庁舎東館電気設備改修工事
平成24年度	県庁舎旧東館手摺改修工事 竣工図

主要調査報告書等

平成5年度	香川県建調査整備計画地質調査 報告書
平成8年度	香川県庁舎整備第三期工事耐震診断業務 報告書
平成19年度	東館ピロティ天井化粧版の再設置及び東館1階天井化粧版の調査について（報告）
平成24年度	香川県庁舎東館躯体等基本調査業務 現地調査報告書
平成24年度	香川県庁舎東館躯体等基本調査業務 耐震診断報告書
平成24年度	香川県庁舎東館躯体等基本調査業務 耐震補強検討書
平成25年度	香川県庁東館保存・耐震化検討会議 報告書
平成26年度	香川県庁東館耐震工法に係る資料作成業務
平成26年度	香川県庁舎東館手摺調査
平成26年度	11月香川県議会定例会総務委員会資料
平成27年度	香川県庁舎東館手摺調査

1.1.2 設計趣旨

以下の点に十分配慮した設計計画を立案する。

- ・基礎免震改修により必要な耐震安全性を確保する事。
- ・庁舎として使用する上で必要な機能を確保する事。
- ・東館(南庭を含む)の文化的な価値を損なわないように留意する事。
- ・改修方法は、利用者へのサービスを継続出来る「居ながら施工」が可能である事。
- ・免震効果を将来にわたって確保していくため、維持管理が容易な免震層を構築する事。

(1) 耐震安全性の向上

高層棟と低層棟の1階床接合部を剛強に補強して、地上部の構造体は一体化せずに元の姿を尊重した計画とする。

県庁前通りと南庭に挟まれている低層棟は、配置に余裕が無く、免震クリアランスを確保する事が非常に困難であるため、建物の変形量、県道管理者との調整、南庭の保存、建物形状の維持を総合的に比較検証し、最適解を導き出す。

「官庁施設の総合耐震計画・対津波計画基準」(平成25年3月28日国土交通省)に従い、以下の通り、耐震安全性を設定する。

1) 構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
2) 建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
3) 建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。

(2) 執務環境の改善

香川県庁舎東館を単に元の形を保存するのではなく、県庁舎として将来に渡り使い続けるため、来庁者の利便性の向上や良好な執務環境の維持を図る。

(3) 文化的価値の保存

各部の改修にあたり、既存部分は、原則として現状を保存することとして、改修する部分を必要な最小限の範囲とし、改修後はできる限り施工前の状態に復する事とする。

やむを得ず、現状を改変する場合は、東館建設時の設計趣旨に従って、形状、仕上げ等を決定し、文化的価値を損なわないように留意する。その際、香川県の承認が必要である。

各部の寸法は、香川県庁舎モジュールの数値またはその数値を相互に加算した値による。ただし、規格を適用する材料、既製の部品等の寸法で香川県が承認するものを除く。

(4) 居ながら改修

居ながら工事で建物基礎耐震化工事を行うため、利用者利便性と安全性を優先にした仮設計画を立案し、来庁者や庁舎執務者への悪影響が最小になる計画を立案する。

(5) 維持管理の容易な免震層の構築

将来の維持管理時に、免震層に容易に出入りが出来る搬出入口を設け、高層棟・低層棟共、免震層は必要十分な有効高さを確保する。

免震層には、防災設備・照明設備等の必要な建築設備を設ける。

